

《鳴門市農業委員会 9月総会 議事録》

開催日時 令和3年9月28日(火) 午後2時

開催場所 うずしお会館2階会議室

出席委員

1番	石園 順市	2番	稲木 伸顕	3番	井上 富夫
4番	大西 善郎	5番	小川 佳	6番	里見 廣治
7番	高田 吉敏	8番	竹村 昇	9番	谷口 清美
10番	中井 弘	11番	濱堀 秀規	12番	林 恭子
13番	林 博子	14番	平瀬 惣一	15番	廣瀬 元則
16番	藤江 厚子	17番	藤本 詳治	18番	増金 義文
19番	松浦 秀樹	20番	向 栄治		

欠席委員

議 案

議案第1号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について(農林水産課)	
	所有権移転	1件
議案第2号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	2件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件
議案第4号	取消願について	1件

報 告

①農地法第3条の3第1項の規定による届出について	3件
②農地法第4条第1項第8号の規定による届出について	1件
③農地法第5条第1項第7号の規定による届出について	1件
④農地法第5条の規定による許可書の訂正願について	1件
⑤農地法第18条第6項の規定による通知について(経営基盤法)	1件
⑥農地法第18条第6項の規定による通知について(残存小作地の合意解約)	1件
⑦使用貸借解約について	1件
⑧農地であることの証明願について	1件
⑨非農地証明願について	4件

事務局長 定刻がまいりましたので、ただいまから令和3年9月の農業委員会を開会いたします。  
それでは開会にあたりまして谷口会長よりご挨拶をお願いします。

谷口会長 <挨拶>

事務局長 ありがとうございます。  
それではまず、事務局より委員定数のご報告をいたします。  
委員定数20名の内、出席委員20名、欠席委員0名であり、過半数に達しております。  
よって、鳴門市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、この総会が成立している  
ことをご報告いたします。  
それでは進行は、谷口会長よりお願いいたします。

谷口会長 議事に入ります前に、本日の議事録署名人を選任します。  
本日の議事録署名人は、16番 藤江委員、17番 藤本委員にお願いいたします。  
それではこれより議案に基づき、議事を進行してまいります。  
『議案第1号』農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についての審議に入  
ります。  
この案件について、所管の農林水産課からの説明をお願いします。

農林水産課係長 <1. 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について >  
所有権移転 1件

谷口会長 ただいまの説明について、ご質問・ご意見等あればお願いします。  
ご質問・ご意見等は無いようでございますので、採決いたします。  
『議案第1号』について、ただいまの説明のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 それでは、『議案第1号』につきましては原案どおり承認といたします。  
次に、『議案第2号』農地法第3条第1項の規定による許可申請についての審議に入  
ります。  
まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <2. 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 2件>  
・申請番号1～2について申請内容説明

谷口会長 次に地元委員さんよりご意見をお願いします。  
まず、申請番号1番の案件について地元委員さんご意見をお願いいたします。

稲木委員 2番。譲受人は現在、大麻町で水稻を栽培している農家です。  
申請地についてはこれまで果樹を栽培しており、取得後も同様に果樹を栽培する計画です。  
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、  
この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただいま、地元委員さんからの、ご意見をいただきました。  
申請番号1番について、採決いたします。  
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号1番について、原案どおり許可といたします。  
次に、申請番号2番について、地元委員さんからご意見をお願いします。

向委員 20番。譲受人は現在、鳴門町でかんしょを栽培している農家です。  
申請地についてはこれまでかんしょを栽培しており、取得後も同様にかんしょを栽培する計  
画です。  
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、  
この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただいま、地元委員さんからの、ご意見をいただきました。  
申請番号2番について、採決いたします。  
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号2番について、原案どおり許可といたします。  
  
以上で『議案第2号』については、全てご審議いただきました。  
次に『議案第3号』農地法第5条の規定による許可申請についての審議に入ります。  
まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <3. 農地法第5条の規定による許可申請について 1件>  
・申請番号1について申請内容説明

谷口会長 次に、地元委員さんよりご意見をお願いします。  
申請番号1番の案件について、地元委員さんご意見お願いいたします。

向委員 20番。申請地は、鳴門東小学校から北北東に位置する農地です。  
譲受人は申請地の近くでホテル業を営んでいます。  
この度、ホテル利用者に眺望や散策を楽しんでもらう庭園の整備を検討していたところ、申請地について売買の話がまとまったため、今回の申請となりました。  
事業計画では、ほぼ山林化している部分では不要な樹木を伐採・伐根し、らっきょう畑部分では表面の砂をすき取って庭園用の土と置き換えます。その後、全体に遊歩道を整備し、観賞用の樹木等を植えます。新規の給水施設は設けず、樹木等への散水は隣接地からホース等を使用していきます。雨水については地下浸透処理とする計画ですので、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
次に事務局より農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、鳴門東小学校から北北東へ約700mに位置しており、県道鳴門公園線や山林などに囲まれた10ha未満の広がり無し第2種農地に該当します。  
譲受人は申請地の近くでホテル業を営んでいます。  
この度、ホテル利用者に眺望や散策を楽しんでもらう庭園の整備を検討していたところ、申請地について売買の話がまとまったため、今回の申請となりました。  
事業計画では、ほぼ山林化している202番7では不要な樹木を伐採・伐根し、らっきょう畑である203番17では表面の砂をすき取って庭園用の土と置き換えます。その後、全体に管理用通路兼遊歩道を整備し、観賞用の樹木等を植えます。新規の給水施設は設けず、樹木等への散水は隣接地からホース等を使用していきます。雨水については地下浸透処理とする計画です。  
資金計画も妥当であり、周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長 それではお諮りいたします。  
申請番号1番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号1番については原案通り承認することといたします。  
以上で、『議案第3号』については、全てご審議いただきました。  
次に、『議案第4号』農地転用許可処分の取消願についての審議に入ります。  
まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <4. 取消願について 1件>  
・申請番号1について申請内容説明

事務局係長 本申請は、今年6月の総会で許可した案件について、その許可を取り消すものです。  
申請地は、牛屋島大橋南詰から南へ約370mに位置しており、県道徳島鳴門線や工場敷地に囲まれた10ha未満の広がり無し第2種農地に該当します。  
譲受人は、板野郡北島町に本店がある土木業者で、申請地近くにも事業所を置いています。  
この事業所には社員用駐車場が無く、事業用車両の駐車場に駐車せざるを得ない危険な状況であったことから、社員用駐車場として隣接地を取得しましたが、申請地についても一体的に利用したいと考えていました。  
この度、譲渡人からの申し出により売買契約の締結を中止することとなったため、許可の取り消し願が提出されました。  
なお、申請地は農業振興地域内農用地でしたが、令和2年9月に今回の申請と同目的で除外申請がなされており、その手続きは完了していました。今回の申請により、申請地が計画どおり転用されないこととなるため、許可の取消後は速やかに農業振興地域内農用地への編入手続きを行うこととなります。

谷口会長 それでは、採決いたします。  
許可を取り消すことにご異議ございませんか？

委員一同 <異議なし>

谷口会長 無いようでございますので、原案どおり承認することといたします。  
以上で議案第4号については全てご審議いただきました。  
次に、『議案第5号』報告事項に入ります。  
報告事項については、事務局より一括して説明を求めます。

事務局係長 <5. 報告事項 14件>

①農地法第3条の3第1項の規定による届出について	3件
②農地法第4条第1項第8号の規定による届出について	1件
③農地法第5条第1項第7号の規定による届出について	1件
④農地法第5条の規定による許可書の訂正願について	1件
⑤農地法18条第6項の規定による通知について（経営基盤法）	1件
⑥農地法18条第6項の規定による通知について（残存小作地の合意解約）	1件
⑦使用貸借解約について	1件
⑧農地であることの証明願について	1件
⑨非農地証明願について	4件

谷口会長 ただ今、事務局より説明のありました報告事項について、ご質問等ございませんか。  
無いようでございますので、『議案第5号』報告事項については、原案どおり承認すること

